

平成13年度から18年度までの間に内閣府が実施したタウンミーティングの運営に関する請負契約に関する会計検査の結果
についての報告書（要旨）

平成19年10月

会計検査院

検査の背景及び実施状況

1 参議院からの検査の要請の内容

(1) 検査の対象

内閣府

(2) 検査の内容

平成13年度から18年度までの間に内閣府が実施したタウンミーティングの運営に関する請負契約についての次の各事項

契約方法、契約手続などの状況

契約金額、支払金額など契約執行の状況

会計事務処理の状況

2 タウンミーティング及びその運営に関する請負契約の概要

表1 契約の概要（平成13～18年度）

年 度		請負業者	契約年月日	契約期間	開催回数	支払金額 (円)
13年度	前期	電通	13.5.23	13.5.23 ～13.8.10	16	386,473,217
	後期	電通	13.8.1	13.8.1 ～13.12.21	34	552,802,943
14年度	前期	朝日広告社	14.4.1	14.4.1 ～14.7.31	11	79,114,457
	後期	電通	14.7.25	14.8.1 ～15.3.31	15	114,296,212
15年度		電通	15.4.1	15.4.1 ～16.3.31	28	297,112,917
16年度		朝日広告社	16.4.1	16.4.1 ～17.3.31	26	242,186,845
17年度		朝日広告社	17.4.1	17.4.1 ～18.3.31	23	295,540,185
18年度		朝日広告社	18.4.3	18.4.1 ～19.3.31	19	202,330,194
合 計					172	2,169,856,970

注(1) 13年6月から18年9月までの間に開催された174回のタウンミーティングのうち、13年度の第51回雇用創出タウンミーティングイン東京(13年12月16日)は内閣府の経費負担によるものではなく、また、第52回タウンミーティングイン葛飾(14年3月3日)は共催団体と共に内閣府が直営により実施しており、それぞれ上記の契約には含まれていないため、上記契約による開催回数は172回となっている。

注(2) 14年度前期の契約は、14年4月15日に業務を追加する契約変更を行っている。

注(3) 電通及び朝日広告社の正式名称は、それぞれ、「株式会社電通」及び「株式会社朝日広告社」である。

検査の結果

1 契約方法、契約手続などの状況

(1) 13年度のタウンミーティングの運営に関する請負契約について

ア 契約方式及び契約形態

13年度前期は、緊急の必要により競争に付することができないなどの理由により、随意契約で、電通と総価契約を締結。

13年度後期は、直ちに運營業務を定型化して競争に付すことはできないことから、企画競争を経た後、随意契約で、電通と総価契約を締結。

イ 契約手続

検査の結果、表2のとおり、事業の実施を先行させ、契約を確定させるまでに必要となる見積書の徴取、支出負担行為決議書及び契約書の作成等の手続を事後的に行う処理をして、実際には請負業務を了した後に契約金額を確定させていたと認められた。さらに、契約書等の日付をさかのぼって記載していたと認められた。

表2 契約手続の流れ（平成13年度）

番号	契約手続	13年度前期		13年度後期	
		決裁文書等上の日付	実際の時期	決裁文書等上の日付	実際の時期
	予定価格の決定	13.5.23	前期のタウンミーティングの開始(13年6月16日)後	13.8.1	13年9月以降
	見積書の徴取	13.5.23	前期のタウンミーティングの終了(13年7月8日)後	13.8.1	後期のタウンミーティングの終了(13年11月18日)後
	契約をすることについての伺い(仕様書添付)の起案	13.5.23	前期のタウンミーティングの終了(13年7月8日)後	13.8.1	後期のタウンミーティングの終了(13年11月18日)後
	支出負担行為決議書の起案、契約書作成の完了	13.5.23	14年3月頃	13.8.1	14年4月頃
	タウンミーティングの開始～終了	13.6.16～13.7.8		13.9.8～13.11.18	

(2) 14年度から18年度までのタウンミーティングの運営に関する請負契約について

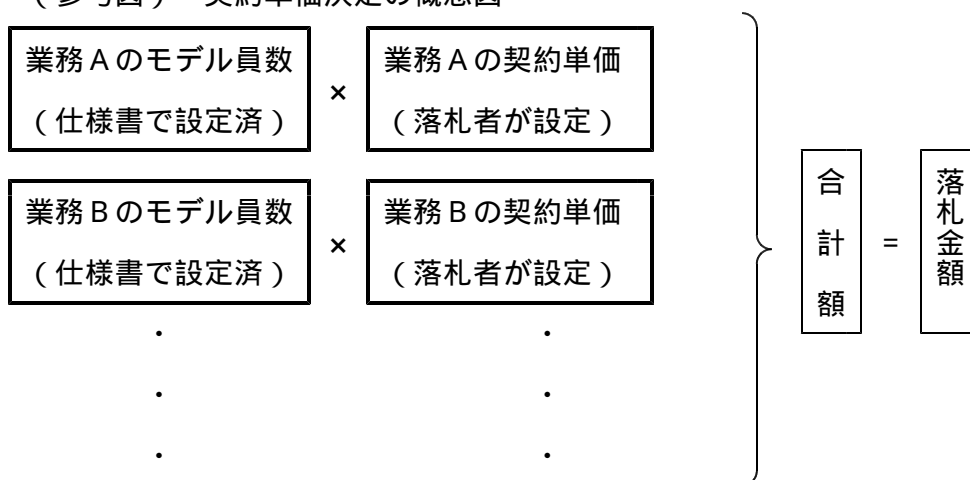
ア 契約方式及び契約形態

14年度から18年度までは、13年度までに運営業務についてのノウハウが蓄積されたことを踏まえ、ある程度定型化した契約を競争入札で行うことが可能となったことから、一般競争契約により、下記の単価契約を締結。

入札は、仕様書に示されたタウンミーティングの各業務ごとに要する標準的な数量（モデル員数）を前提として、業者からタウンミーティング1回当たりの金額について入札を求める。

落札者は、各業務項目ごとのモデル員数に単価を乗じた合計額がちょうど落札金額と一致する範囲内で自由に単価を設定した契約単価内訳書を内閣府に提出し、これらの契約単価により単価契約を締結する。

(参考図) 契約単価決定の概念図



支払金額は、下記の1)～3)までの合計額

- 1) 契約単価を設定している項目（単価項目）については、契約単価×実際にタウンミーティングで履行された員数（ただし内閣府の指示によるもの）
- 2) あらかじめ実費で精算するとした部分（会場借上げに要する費用等）
- 3) 仕様書に記載のない事務（追加作業）については、内閣府の指示があった場合にはこれに従い、速やかに対応することとされ、これに係る費用（追加費用）は別途協議することとされており、この追加費用。

イ 契約手続

検査の結果、表3のとおり、事業の実施を先行させ、契約を確定させるまでに必要となる契約単価内訳書の受領や契約書の作成等の手続を事後的に行う処理をしていたり、契約書等の日付をさかのぼって記載したりしていたと認められた。

特に契約単価内訳書の受領が事業の開始後になっている事態については、落札者が、員数の実績を確認した後にモデル員数に比べて実際の員数が大きく増加した項目に高い契約単価を設定することを可能とするものであり、発注者に過大な費用を支払うリスクを生じさせるものであった。

表3 契約手続の流れ（平成15年度、17年度及び18年度）

番号	契約手続	15年度		17年度		18年度	
		決裁文書等上の日付	実際の時期	決裁文書等上の日付	実際の時期	決裁文書等上の日付	実際の時期
	入札の実施	15.3.17	15. 3.17	17.2.28	17. 2.28	18.1.27	18. 1.27
	契約単価内訳書の提出	15.3.17	15年5月以降	記載なし	17年7月以降	記載なし	18年4月下旬以降
	契約書作成の完了	15.4.1	15年5月以降	17.4.1	17年7月以降	18.4.3	18年4月下旬以降
	タウンミーティング初回開催日	15. 4. 5		17. 4. 2		18. 4. 1	

2 契約金額、支払金額など契約執行の状況

(1) 13年度のタウンミーティングの運営に関する請負契約について

ア 契約金額

前記のとおり、支出負担行為決議書の起案は実際にはタウンミーティングの事業の終了後であったと認められることなどから、契約金額は請負業務を了した後に確定させていたと認められた。

イ 支払金額

1回当たりの平均金額についてみると、前期が2184万余円、後期が1329万余円となっており、前期が後期に比べて800万円以上高額となっており、また、前期後期とも一般競争契約となった14年度以降の1回当たりの平均金額1008万余円と比べて、高額となっていた。

表4 契約金額及び支払金額（平成13年度）

年度		開催回数	1回当たりの平均金額
13年度 (注)	前期	16回	2184万余円
	後期	34回	1329万余円
14～18年度		122回	1008万余円

(注)14年度以降の契約には含まれていない新聞広告掲載料を除く。

(2) 14年度から18年度までのタウンミーティングの運営に関する請負契約について

ア 契約金額及び支払金額

14年度以降は、単価契約であるので、契約期間中の総額やタウンミーティング1回当たりの金額は契約金額として定められていない。

そこで、各契約ごとの支払金額のうち、実費精算部分、請求書において単価項目とは別に設けられた項目（追加項目）を除き、単価項目部分の支払金額と、落札価格（タウンミーティング1回当たり）に開催回数を乗じた金額を比較すると、表5のとおり、14年度前期を除き、精算員数がモデル員数を上回ることににより、前者が後者よりも多額となるなどの状況となっていた。

表5 支払金額（平成14年度以降）

（単位：回、円）

年度	開催回数	支払金額				落札価格 ×開催回数	
		うち単価項目部分	うち追加項目部分	うち実費精算部分			
14年度	前期	11	79,114,457	63,970,907	0	15,143,550	75,813,980
	後期	15	114,296,212	92,047,675	0	22,248,537	74,739,750
15年度	28	297,112,917	230,059,964	0	67,052,953	163,093,000	
16年度	26	242,186,845	153,352,619	36,420,268	52,413,958	121,413,500	
17年度	23	295,540,185	204,158,939	33,229,494	58,151,752	104,868,500	
18年度	19	202,330,194	118,323,453	35,614,687	48,392,054	92,715,250	

イ 仕様書

員数を式数で設定しているもののうち、「内閣府との事前調整」の項目のように対象となる作業の内容が示されていなかったり、「託児室の設置」の項目のようにどのような場合に員数を増加させるかの説明がなかったりしているなど、単価設定の前提となる条件が明確ではない項目も見受けられた。

また、精算員数がモデル員数を継続的に上回るなど相当の乖離が生じている状況となっていた。

< 事例1 >

「警備員」のモデル員数は、平成14年度前期から18年度まですべて10名であった。しかし、精算員数は、14年度前期から18年度まで各タウンミーティングの平均で、順に、9.6名、26.3名、26.9名、15.0名、18.0名、17.3名となっていた。

ウ 予定価格

予定価格算定に用いたモデル員数が精算員数を継続的に下回るなど相当の乖離が生じていたり、予定価格算定に用いた単価が他の取引の実例価格を調査してそれを考慮したものとはなっていないかたりしている状況となっていた。

エ 契約単価

- ・ 単独で項目を設定することが疑問である単価項目が見受けられた。

< 事例2 >

平成14年度から16年度までの契約においては、「空港（又は駅）での閣僚送迎等」、「会場における送迎等」、「エレベーター手動」、「エレベーターから控室まで誘導」の項目がそれぞれ独立して設けられていた。

- ・ 契約単価が大幅に変動しているものが見受けられた。

< 事例3 >

「会場発言者マイク係」のモデル員数は、平成14年度から16年度まですべて3名であるが、契約単価は、5,000円から20,000円までと大きく変動していた。

- ・ ある単価を高額に設定した場合、他の単価が低額に設定されることとなることから、ある特定の単価が高額であることが直ちに支払金額の増加となるものではないが、内閣府が関与することなく落札者が契約単価を決定する方法は、落札者が予定価格算定に用いた単価よりも大幅に高い単価を設定した項目について精算員数が増加した場合に、当初の想定より大幅に高い費用を負担するリスクを内閣府が負うこととなる。

オ 精算

(ア) 員数の指示等の記録について

単価項目に係る業務についての員数の指示や、追加作業を行わせる内閣府の指示を後日の精算に用いるために取りまとめて記録したものは作成されていなかった。

また、追加費用については、内閣府と請負業者の間で別途協議することとされているが、追加作業の内容及びこれに係る追加費用の算定方法、請求に当たって付すべき資料等について内閣府と請負業者との協議によりどのように決定されたかを示す記録はほとんどの場合において作成されていなかった。

(イ) 単価項目の員数について

ハイヤー及び閣僚使用車の伴走車については、契約単価の中で行うべき業務と追加作業とするものの区別が明確でなかったり、請負業者が追加作業として行った事務が、請求書において追加項目として明示されず、単価項目の員数に上乗せすることにより請求、精算が行われていた事態が見受けられた。

また、ハイヤー等以外について、請負業者が追加作業として行った事務が、追加項目として明示されず、単価項目の員数に上乗せすることにより請求、精算が行われていた事態（上乗せして請求した金額は合計40,710,500円（消費税を除く））が見受けられた。

「託児室」及び「タウンミーティング当日議事概要」について、員数の算定方法が仕様書等において明確に示されておらず、統一的な方法で精算が行われていない事態が見受けられた。

(ウ) 追加項目について

追加項目に係る支払は、16年度は計3642万余円、17年度は計3322万余円、18年度は計3561万余円となっていたが、これら内閣府が支払った費用については、前記(ア)の事情から、妥当性を検証することは困難な状況であった。

3 会計事務処理の状況

(1) 契約に係る手続

事業の実施を先行させ、契約を確定させるまでに必要となる契約書の作成等の手続を事後的に行う処理をするなどしていた事態が見受けられた。

(2) 員数の指示等の記録

員数等の指示を後日の精算に用いるために取りまとめて記録したものは作成されていなかったり、追加作業の内容及びこれに係る追加費用の算定方法等について内閣府と請負業者との協議によりどのように決定されたかを示す記録はほとんどの場合において作成されていなかった。

(3) 給付の完了の確認

14年度以降は単価契約であるため、その支払に当たっては実際に要した員数等の確認が極めて重要である。

しかし、給付の完了の確認を行う検査職員は、タウンミーティング担当室の職員を確認者として契約業務の履行の確認を行わせ、その確認をもって給付の完了を確認したものとしていたが、確認者による正確な員数等の確認は十分に行われていなかった。また、員数等の確認についての書面による記録が作成されていなかった。

(4) 請求書の審査

14年度以降の単価契約について、上記(2)及び(3)のとおり十分な記録が作成されていなかったことなどから、タウンミーティング担当室の職員も会計課も、請求書に記載された個々の員数等を的確に審査することができない状況となっていた。

検査の結果に対する所見

上記の検査の結果を踏まえ、内閣府では、今後の事業の実施に当たっては、以下の点に留意することが必要である。

- (ア) タウンミーティングの運営に関する請負契約の契約手続について、事業の実施を先行させ、契約を確定させるまでに必要となる契約書の作成等の手続を事後的に行う処理をしていたり、契約書等の日付をさかのぼって記載したりしていたと認められたものがあり、このような会計法令に反するなど不適切な処理が繰り返されることのないよう、法令遵守の徹底等の再発防止策を講ずること
- (イ) 契約金額、支払金額等について、総価契約を締結した13年度において実際には請負業務を了した後に契約金額を確定させていた事態、単価契約を締結した14年度以降において、内閣府が関与することなく落札者が契約単価を決定することとしていた事態、単価設定の前提となる条件が仕様書において明確でなかったり、精算員数がモデル員数を継続的に大幅に上回っていたり、請負業者との協議の記録が残されないまま追加費用が多額に発生していたりして落札価格に比べて多額の費用を支払うこととなっていた事態などはコスト意識が十分であったとは認められず、今後、事業が一層経済的に実施されるよう努めること
- (ウ) 請負契約の会計事務処理について、単価項目に係る業務についての員数の指示や追加作業を行わせる内閣府の指示を後日の精算に用いるために取りまとめた記録が作成されていなかったこと、また、員数等の確認についての書面による記録も作成されていなかったことなどから、タウンミーティング担当室の会計担当も会計課も、請求書に記載された個々の員数等を的確に審査することができない状況となっており、今後の請負契約においては必要な記録の整備等が的確に行われるよう、会計機関が必要な指示や態勢整備を行うこと

以上のとおり報告する。

そして、会計検査院としては、今後とも、同様の請負契約等が適切に実施されているか多角的な観点から引き続き検査していく。